

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-13-24

第一はせ川ビル6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



作成：平成24年1月27日

作成者：弁理士 日野 京子

弁理士 松田 洋

【事件名】 臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋事件
【事件種別】 審決取消訴訟
【事件番号】 平成22年（行ケ）第10351号
【裁判所部名】 知財高裁3部
【判決日】 平成23年9月28日判決
【キーワード】 進歩性、周知事項

【判決の要旨】

特定の引用発明を起点として、周知事項を適用することにより当業者が容易になし得たということではできず、相違点に関する審決の容易想到性に関する判断は誤りであるとして審決を取り消した。

【事案の概要】

1. 手続の経緯

(1) 原告（ザ プロクター アンド ギャンブル カンパニー）は、平成11年11月16日、発明の名称を「臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋」とする発明について特許出願（パリ優先権主張、以下「本願」という。）をした。

(2) 平成20年10月28日付けで拒絶の理由が通知され、原告は手続補正書を提出したが拒絶査定を受けた。

(3) 原告は、拒絶査定不服審判を請求した。これに対し、平成22年7月5日、特許庁は請求不成立の審決をした。

以下は、本件判決文を適宜抜粋して整理したものである。

2. 本願発明の内容

(1) 本願の補正後の請求項1に係る発明（以下、「本願発明」という。）

【請求項1】

- A) 飲食物廃棄物の処分のための容器であって、
B) 飲食物廃棄物を受け入れるための開口を規定し、かつ
C-1) 内表面および外表面を有する液体不透過性壁と、
C-2) 前記液体不透過性壁の前記内表面に隣接して配置された吸収材と、
C-3) 前記吸収材に隣接して配置された液体透過性ライナーと、を備え、
D) 前記容器は前記吸収材上に被着された効果的な量の臭気中和組成物を持つ、飲食物廃棄物の処理のための容器。

3. 審決の理由

(1) 本願発明は、刊行物1（実開平1-58507号）に記載された発明（以下、「引用発明」という。）及び周知の事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

(2) 本願発明と引用発明との一致点及び相違点

ア 一致点

「飲食物廃棄物の処分のための容器であって、飲食物廃棄物を受け入れるための開口を規定し、かつ内表面及び外表面を有する液体不透過性壁と、前記液体不透過性壁の前記内表面に隣接して配置された吸収材と、前記容器は前記吸収材に保持された効果的な量の臭気中和組成物を持つ、飲食物廃棄物の処分のための容器。」

イ 相違点

(ア) 相違点1

本願発明は、吸収材に隣接して配置された液体透過性ライナーを備えているのに対し、引用発明は、液体透

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



過性ライナーを備えていない点。

(イ) 相違点 2

容器は吸収材に保持された効果的な量の臭気中和組成物を持つ点について、本願発明は、臭気中和組成物が吸収材上に被着されているのに対し、引用発明は、臭気中和組成物である抗菌性ゼオライトが、吸収材に練り込まれている点。

ウ 容易想到性の判断

(ア) 相違点 1 に係る容易想到性の判断

液体不透過性壁の内表面に隣接して吸収材が配置されたシート状部材において、その吸収材に隣接して液体透過性ライナーを配置することは、従来周知の事項である（例えば、周知例 1 ないし 5 参照）。

してみると、引用発明における吸収材である吸水性ポリマー層に隣接して、液体透過性のライナーを配置することは、当業者が容易になし得たことである。

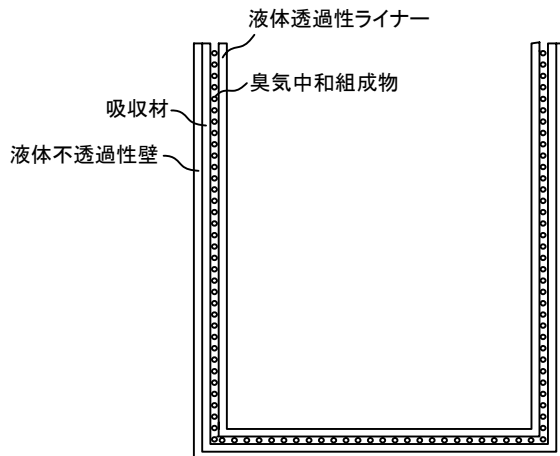
(イ) 相違点 2 に係る容易想到性の判断

吸収材にゼオライト等の臭気中和組成物を保持させるのに、その組成物を吸収材上に被着させて行うことは、従来周知の事項である（例えば、周知例 6 及び 7 参照）。

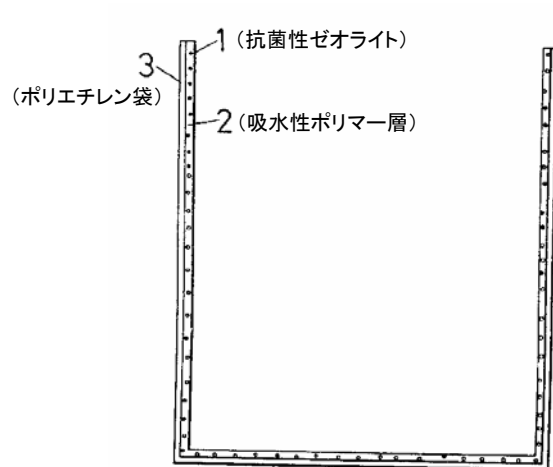
してみると、引用発明の抗菌性ゼオライトを吸収材上に被着することは、当業者が容易になし得たことである。

【参考図面】

[本願発明]



[引用発明]



【当事者の主張】

(1) 原告（P&G社）の主張

ア 取消事由 1（相違点 1 についての容易想到性判断の誤り）について

引用発明には、吸収ポリマー部分がむき出しになったゴミ袋のみが記載されており、刊行物 1 のどの記載部分を見ても本願発明の構成要件 C-3 のような液体透過性ライナーに関する記載も言及もない。

刊行物 1 には、具体的にどのような場面を想定したゴミ袋が明確な記載がなく、本願発明のように、飲食物の廃棄物や食べ残しなどの生ごみを便利に入れて置くことのでき、消費者の家あるいはその近くに比較的長期間に渡って置いておけることに関する示唆も言及もない。そのため、家庭内において飲食物の廃棄物および食べ残しを中に入れる過程で容器の中に手を入れる消費者が、廃液や液状の廃棄物で飽和された吸収材等との偶発的で望ましくない接触を避けるという本願発明の解決課題を生じることはない。以上のとおり、引用発明を起点として、その解決手段である構成要件 C-3 のような液体透過性ライナーを設ける動機付けは一切存在しない。

周知例 1 ないし 5 に記載の液体透過性の層はいずれも本願発明に係る液体透過性ライナーに該当しない。した

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



がって、周知例1ないし5を例示して、「吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置することは従来周知の事項である」とした審決の周知技術の認定判断には、誤りがある。

イ 取消事由2（相違点2についての容易想到性判断の誤り）について

引用発明は、消臭剤である抗菌性ゼオライトを吸水性ポリマー層に練り込んでいる。

引用発明に係る明細書には、「芳香消臭剤をゴミ容器周辺にスプレー噴射しても持続性がなく解決に至っていない」旨の記載がある。このように、引用発明は、ゼオライト等の消臭剤をスプレー噴霧等の方法により被着される方法によっては持続性がなく臭気除去ができないという解決課題について、ゼオライト等の消臭剤を吸水性ポリマー層に練り込むことによって、課題を解決する発明である。

本願発明は、吸収材の内側表面に消臭剤を被着させることにより内部の生ゴミの消臭がより効率よく行えるのみならず、構成要件C-3の液体透過性ライナーをその内側に設けることにより消臭剤が脱落することを防止すると共に、廃液や吸収材等と消費者との接触が妨げられるという、特有の作用効果がある。

したがって、引用発明の上記構成を、本願発明の構成要件Dのように吸収材の内側表面に被着させる構成に変更することには、阻害事由がある。

周知例6の段落【0005】には、「茶抽出物やゼオライトなどの吸収性粉体を添加したり塗工する必要があるが、吸収性粉末が脱落するので、用途が制限されている」との記載がある。このような記載に鑑みれば、吸収材の上にゼオライト等の消臭剤を被着させると脱落して十分な消臭機能を発揮しないため、ゴミ袋を含めた他の分野にこのような構成を用いるのを避けようとするのが通常である。このように、周知例6の発明は、本願発明とは技術分野・目的・解決課題・作用効果・機能等において相違するのみならず、上記のような構成を適用して本願発明に至るための阻害事由が存在する。

(2) 被告（特許庁長官）の主張

ア 取消事由1について

原告は、「本願発明では液体透過性ライナー（構成要件C-3）を内側に備えることによって臭気中和組成物を内側から保持して剥がれ落ちるのを防止し、臭気中和機能もより効率よく発揮できるという利点がある」旨主張する。

しかし、液体透過性ライナーを内側に備えることによって臭気中和組成物を内側から保持して剥がれ落ちるのを防止し、臭気中和機能もより効率よく発揮できることは本願明細書に記載されていない。したがって、原告の主張は、本願明細書の記載に基づかないものであり、失当である。

飲食物の廃棄物および食べ残しを中に入れる過程でゴミ入れ袋の中に手を入れる場合、ゴミ入れ袋の内面にある、生ごみからの液体を吸収した吸収材と接触しないようにすることは、衛生上の観点から求められる一般的課題であり、引用発明においても内在する自明の課題である。

引用発明において、吸収性ポリマーは基材から脱落しやすいことは技術常識である。

引用発明において、吸収性ポリマー層がプラスチック袋の内面から脱落しないようにすることも、内在する自明の課題といえる。

周知例1ないし5は、以下のとおり「液体不透過性壁の内表面に隣接して吸収材が配置されたシート状部材において、その吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置すること」（以下「周知事項1」という場合がある。）が周知であることを示している。

引用発明は、廃液が吸収された吸収材との偶発的で望ましくない接触を避け、また吸収材である吸収性ポリマー層がプラスチック袋の内面から脱落するという課題を有するものである。また、周知事項1は、液体が吸収された吸収材との偶発的で望ましくない接触を避けることができ、吸収材として基板から脱落しやすいもの、例えば吸収性ポリマーが用いられた場合には、液体透過性壁の内表面に隣接して設けられた吸収材の脱落防止をするものである。してみると、引用発明の上記課題を解決するために、引用発明にその解決手段である周知事項1を適用することは、当業者が容易になし得る。

イ 取消事由2について

刊行物1には、「スプレー噴射等の方法により被着される方法によっては持続性がない」という解決課題が記載されているわけではない。引用発明は、そのような課題を解決するために「ゼオライト等の消臭剤を吸収性ポリマー層に練り込む」との技術ではない。

周知例6及び7は、「吸収材にゼオライト等の臭気中和組成物を保持させるのに、その組成物を吸収材上に被

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-13-24

第一はせ川ビル6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



着させて行うこと」(以下「周知事項2」という場合がある。)が、周知の事項であることを示している。

引用発明の「吸水性ポリマー層に練り込まれていた抗菌性ゼオライト」と、本願発明の「吸収材上に被着された効果的な量の臭気中和組成物」とは、吸収材上に臭気中和組成物が存在する点、及び臭気中和組成物が吸収材の中にまたはその上に含有される点において、実質的に相違しない。

そして、引用発明の「吸水性ポリマー層に練り込まれた抗菌性ゼオライト」も吸収材上に臭気中和組成物が存在するものであること、また引用発明の「抗菌性ゼオライト」と周知事項2の「ゼオライト等の臭気中和組成物」とは、吸収材に備えられ、臭気を除去するという共通の構造、機能、作用を有するものであることから、引用発明に周知事項2を適用することは、当業者において容易に想到し得る。

【裁判所の判断】

審決は、本願発明が出願前公知の発明に基づいて容易に発明をすることができたとする理由を示しておらず、また、仮に何らかの理由を示したと読むことができたとしても、その理由には誤りがあると判断する。

ア 取消事由1について

引用発明においては、「吸水性ポリマー層」が吸水材として用いられ、プラスチック袋の内面に「被覆」されたものであること、及び「吸水性ポリマー層」はプラスチック袋と一体化されていることから、その被覆された形状は安定的に維持されていると理解するのが合理的である。そして、吸水性ポリマー層には、抗菌性ゼオライトを「練り込んだ」と記載されていることに照らすならば、被覆された層は、溶剤に溶かしたり熱溶解したりするなどして、流動性を持たせた吸水ポリマーにゼオライトを練り込んだものが被覆されることによって、プラスチック袋の基材と一体化されて、積層されていると理解される。被覆された層の一体化された形状は、「吸水性ポリマー層」が吸水した場合であってもなお、その形状が保持されるものと理解するのが合理的である。

そうであるとする、引用発明において、「消費者が、液状の廃棄物でほとんど、あるいは完全に飽和された吸収材との偶発的で、望ましくない接触をすること」を回避する目的のために、さらに「液体透過性ライナー」を「吸収材」に隣接して配置するとの構成を採用する動機はない。

したがって、本願発明の相違点1に係る構成は、引用発明から、容易に想到することができるとした審決の判断には、誤りがある。

確かに、周知例1ないし5には、液透過性のライナーが、吸収材に隣接して配置された技術が記載されている。

しかし、そのような技術事項が記載されているからといって、本件において、「引用発明を起点として、上記の技術事項を適用することにより、本願発明の相違点1に係る構成に到達することが容易である」との立証命題について、引用発明の内容、本願発明の特徴、相違点の技術的意義、すなわち「液透過性のライナーが、吸収材に隣接して配置された技術」の有する機能、目的ないし解決課題、解決方法等を捨象して、「その吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置する」技術一般について、一様に周知であるとして、当然に上記命題が成り立つとの結論を導くことは、妥当を欠く。

なお、周知例1には、吸収材の材料として、吸収紙または不織布(周知例1)、高吸水性高分子材料(周知例2, 3, 4)、吸水性ポリマーを含む紙や発泡合成樹脂(周知例5)が使用されていることに照らすならば、これを吸収材として有するシート状材料において、「液体透過性のライナー」は、これら粉状、粒状の材料を基板である液体不透過性シートの上に移動したり、脱落したりすることを防ぐ目的で用いられる技術としては、周知であると解することもできないではない。

しかし、仮に、そのように理解したとしても、引用発明に、上記の意味に理解した周知技術を適用して、本願発明の相違点1に係る構成に至ることの動機付けはなく、容易であるとの結論を導くことはできない。

その被覆された形状及び態様は、安定的に維持されている(少なくとも安定的に維持されることを目的として形成されている)と解されること、引用発明の吸収材は、基材シート上に配置された吸収材の形状等をさらに維持しなければならない課題はないと解されることに照らすならば、吸収材の形状等を維持する等の目的のために、刊行物1に記載も示唆もない「液体透過性のライナー」をあえて配置する動機付けは存在しない。

結局、周知事項1を適用することが容易であるとした審決の理由は、理由不備ないし判断の誤りがある。

イ 取消事由2について

刊行物1には、臭気中和組成物である抗菌性ゼオライトは吸収材に練り込まれていることが記載され、「練り込むこと」に解決課題があること及び「練り込むこと」に代えて、他の形態を選択することを示唆する何らの記載もない。

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



そこで、引用発明において、抗菌性ゼオライトを吸収性ポリマーに「練り込むこと」に代えて、吸収性ポリマー層の上に「被着」する態様を選択したことを想定すると、当業者であれば、かえって、吸収材表面から抗菌性ゼオライトの粉末が脱落するとの問題が発生するものと理解する。そうだとすると、引用発明の「練り込むこと」に代えて、問題の生じる可能性のある態様を選択することは、特段の事情のない限り、回避されるべき手段であると解するのが相当である。審決は、何らの理由を示すこともなく、当然に容易であるとの結論を導いた点において誤りがある。

【考察&私見】

裁判所の判断では、「実務上、特定の技術が周知であるとする事により、『主たる引用発明に、特定の技術を適用して、前記相違点に係る構成に到達することが容易である』との立証命題についての検証を省く事例も散見される。」と述べている。そして、特定の技術が周知であるとしても、それを上位概念化したり、抽象化したりすることは許されず、また、開示された周知技術の示す具体的な課題及び解決方法を無視して、周知技術を引用発明に適用することは許されないことを、審査や審判での判断に対して示したものと考えている。

実務において、特定の技術が周知であるとする事により、主たる引用発明に特定の技術を適用して相違点に係る構成に到達することが何故容易であるのかということが示されていない拒絶理由通知に度々直面する。本判決では、周知事項を認定した上で、「周知事項を引用発明に適用することは、当業者が容易になし得たことである。」と理由を示すことなく結論を導く手法に対して、警鐘を鳴らしたものと考えている。

【実務上の指針】

「周知事項を引用発明に適用することは、当業者が容易になし得たことである。」との結論を、理由を示すことなく導いた拒絶理由通知を受けた場合、周知事項を引用発明に何故適用できるのかその理由が示されていないといった主張や、周知事項であったとしてもそれを上位概念化や抽象化したり、周知事項の示す技術の具体的な課題や解決方法を無視したりして引用発明に適用することは許されないといった主張を行うことも有効になり得る。

以上